

かわさきしりつ と しょうがっこう じどう あんぜんかく ほたいおうはやみひょう  
川崎市立戸手小学校 『児童の安全確保対応早見表』

1. 大地震対応 (川崎市内のいずれかの地点で『震度5強』以上の地震が  
発生した、または、観測された場合)

<p>しん や じ しぎょうじこく 深夜12時から始業時刻 (午前8時30分)前まで</p>	<p>はっせい ひ りんじきゅうぎょう よくじつ りんじきゅうぎょう 発生した日は臨時休業とする。翌日も臨時休業と する。 じしんはっせい どうこうじかんたい かさ どうこう かんりょう こ *地震発生が登校時間帯に重なり、登校が完了しているお子さんは あず すみ ひ と ねが お預かりします。速やかに引き取りをお願いします。</p>
<p>しぎょうじこく ごぜん じ ぶん 始業時刻(午前8時30分) げこうじこく ごご じ から下校時刻(午後3時5 0分)までの教育活動中</p>	<p>じどう がっこう と お ほごしや ちよくせつひ わた 児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが げんそく よくじつ りんじきゅうぎょう 原則。翌日は臨時休業とする。 おおじしんはっせいちよくご じどうぜんいん ほごしや ひ わた げこう *大地震発生直後から、児童全員が保護者への引き渡しで下校 となります。 じょうほうはいしん はいしん かのう かぎ じょうほう *情報配信システムでメール配信が可能な限りメールで情報 おく をお送りします。</p>
<p>げこうじこくご ごご じ ぶん 下校時刻(午後3時50分) ご しんや じ 後から深夜12時まで</p>	<p>よくじつ りんじきゅうぎょう 翌日は、臨時休業とする。</p>
<p>きゅうじつ きゅうぜんじつ 休日、休前日 たと きんようび ばあい (例えば金曜日)の場合</p>	<p>きゅうじつ あ へいじつ りんじきゅうぎょう 休日明けの平日は、臨時休業とする。</p>

しん ど じゃく い か じしん はっせい ばあい がっこう しゅうへん ひさいじょうきょう はんたん  
なお、『震度5弱』以下の地震が発生した場合は、学校や周辺の被災状況を判断し  
たいおう ひ と ねが ばあい じょうほうはいしん かつよう つうしんかのう とき  
て対応いたします。「引き取り」をお願いする場合は、情報配信システムを活用(通信可能な時)  
して、できるだけ早くメールでお知らせします。

2. 「特別警報、暴風警報及び暴風雪警報」対応（台風の接近及び大雪などにと  
 もない、神奈川県下のいずれかの市町村に「特別警報、暴風警報及び暴風雪  
 警報」が発令された場合）

<p>午前6時の時点で継続して発令されている場合</p>	<p>その日は臨時休業とする。              *川崎市市内の公立学校はすべて臨時休業となります。              *可能な限りメール等で情報をお送りします。</p>
<p>始業時刻（午前8時30分）から下校時刻（午後3時50分）までに発令された場合</p>	<p>発令された時点で校長判断で臨時休業とし、引き取りと              する場合があります。              *引き取りをお願いする場合はメール等で情報をお送りします。              *引き取りがあるまでお子さんを学校でお預かりします。              ①午前中に発令された場合⇒給食時間までに引き取りがない              児童には、可能な範囲で給食を提供します。              ②午後に発令された場合⇒全児童に給食を提供しますが、引き              取りがあった時点で下校となります。              *夕方になっても引き取りがない児童には、可能な限り非常用の飲み              物や食料を提供します。              *学校が臨時休業になった場合は、わくわくプラザも閉室になりま              す。</p>

3. 交通機関が計画運休を実施した場合及び風水害時に緊急避難場所として開設された場合（あらたに追加された措置）

<p>午後6時の時点で市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社が計画運休を実施している場合</p>	<p>その日は臨時休業とする。</p>
<p>学校が緊急避難場所として開設された場合</p>	<p>避難所業務が終了した日とその翌日を臨時休業とする。（翌日が土・日・祝日の場合は、休日明けの平日を臨時休業とする）              臨時休業を実施する際には、その都度学校から連絡をする。</p>